タクシー

詳しくは、右の QR コードから町ホーム ページを確認





制度の概要

▶交付対象者・発行枚数

交付対象者 (下記のうちいずれか 1 つ選択)	発行枚数
ア .70 歳以上の人	24 枚
イ.身体障害者手帳を有する人 (1級・2級)	12 枚
ウ. 療育手帳を有する人(A1・A2)	12枚
工. 自主的な移動が困難な人(※)	12枚
オ. 母子健康手帳の交付を受けた人	24 枚
カ . 就学前の児童	24 枚

(※) 障がい・疾病などにより移動が困難 (2ヵ月以上にわたり継続することが見込まれるもの) であることの証明書を医療機関で受けてください。証明書の取得費用は本人負担となります。

▶利用方法

- ●配車・乗車時に「タワラモトンタクシーの利用券を 使います」と伝える。
- ②料金支払い時に登録証と利用券の冊子を乗務員に渡す(利用券は冊子から切り離さないでください)。
- ③乗務員が利用券を1枚切り離し返却。
- ₫運賃から初乗り運賃を差し引いた額を支払う。
- ※町内での利用、または発着のいずれかが町内となる場合のみ利用できます。

▶利用できる時間・タクシー会社

タクシーの営業開始時間~午後8時

(日曜日、祝日、12月29日~1月3日も利用可能)

※営業開始時間はタクシー会社に直接お問い合わせください。

※妊婦の人は時間に関する制限はありません。

タクシー会社	電話番号
田原本タクシー	100 0120-32-6782
西村タクシー	2 32-2143
冨士タクシー	™ 0120-32-6782

04

申請書

切り取り

タワラモトンタクシー利用券を申請します

住	所	田原本町							
						▼本人が未成年者の場合			
氏	名	(本人)				(保護者)			
生年月	B	T·S·H·R	年	月	日	電話番号			

交付対象者 ア (70 歳以上) ・ イ (身障) ・ ウ (療育) ・ エ (移動困難) ・ オ (出産予定) ・ カ (就学前) (表中の交付対象者のうち いずれか 1 つに〇)

※本人確認書類(未成年者の場合は保護者の分)の写し、要件確認書類の写しなどの書類も同封してください。

複数人数分を申請する場合はコピーしてご利用ください。



日常生活の移動に制約のある人を対象に通常タクシーの初乗り料金を助成するタクシー利用券の、令和7年度交 付申請の受付を開始します。制度の実施は令和7年度予算成立後に確定します。

間 企画財政課政策企画統計係☎ 34-2083

来庁による申請



来庁日の分散にご協力を

受付開始後2週間は大変混雑します。 令和7年度中はいつでも申請可能です。

▶期間

3月21日金

午前 8 時 30 分~ 午後5時15分 (土・日曜日、祝日を除く)

▶場所

- 4月18日まで:町役場1階 アトリウム内特設会場
- 4月21日から: 町役場1階 総合窓口
- ※混雑状況により特設会場の終了日が前後することが あります。

▶申請方法

下記●~❸を持って窓口へ。

- ●本人確認書類(下記イラスト参照)
 - ●未成年者の場合 保護者の本人確認書類(委任状不要)
 - ●代理申請の場合 委任状 (任意の様式可)・代理人の本人確認書類 (利用希望者と同一世帯の人が申請に来られる場 合、委任状は不要)
- ②要件確認書類(03制度の概要:交付対象者イ・ウ・ オのいずれかの場合)
- ③医師の証明書(03制度の概要:交付対象者エの場合)

郵送・メールによる申請

▶送付受付開始日

3月21日金

▶注意事項

- ●受付開始日以降に到着したものから、順に発送準備 を行い、特定記録郵便で送付します。
- ●申請状況や郵便事情などにより到着まで日数がかか る場合があります。
- ●申請は本人が行ってください。ただし、未成年者の 場合は保護者が申請してください。

▶申請方法

●郵送…必要書類を送付先へ。

送付先: 〒 636-0392 田原本町 890-1 田原本町役場 企画財政課

- ※郵便料金不足にご注意ください。
- ●メール…必要書類を画像データで添付し送付先へ。 送付先: Interest to the total to

▶必要書類

①申請書

右の様式を切り取り、または町ホームページから所 定の様式をダウンロードし、必要事項を記入。

- ※必要事項を任意の用紙に記入したものでも可。メー ルの場合はメール本文に入力する形でも可。
- ②本人確認書類の写し(下記イラスト参照)
- 3要件確認書類の写し(03制度の概要:交付対象者イ・ ウ・オのいずれかの場合)
- ◆医師の証明書(03制度の概要:交付対象者エの場合)

本人確認書類について

▶顔写真付きのもの…1点





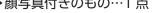
・運転免許証

- ・マイナンバーカード
- ・パスポート
- ・障害者手帳など

▶顔写真のないもの…2点



- 健康保険証
- ・年金手帳
- ・タワラモトンタクシー 登録証など





4月から運営開始

県域水道一体化にともなう変更点

磯城郡水道企業団☎ 32-2516

県域水道一体化に伴い、4月1日から磯城郡水道企業団は事業統合され、県広域水道企業団となります。

2月号に引き続き、変更点をお知らせします。

▶主な変更点

●□座振替日

検針が月の前半の場合:検針月の翌月 15 日 検針が月の後半の場合:検針月の翌月 27 日 ※土・日曜日、祝日の場合は翌営業日

●その他

検針票・納入通知書等の記載名称は「奈良県 広域水道企業団」になります。

事務所の場所や電話番号は変更ありません。

▶注意

偶数月前半検針以外の下記検針分については、現行料金で計算された水道料金が次の日程で口座振替されますので、ご注意ください。

検針日	□座振替日
奇数月前半検針 (3 月検針分)	5月15日
奇数月後半検針 (3 月検針分)	4月28日 5月27日
偶数月後半検針 (2月検針分)	4月28日

水道企業団ホームページ、「県民だより奈良」 3月号でもお知らせしています。

唐古・鍵遺跡史跡公園

さくらまつり



唐古・鍵遺跡史跡公園事務所☎ 34-5500

唐古池周辺の奇麗に咲き誇った桜をお楽しみくださ

い。ライトアップのほか、休日は露店も出る予定です。

3月26日次~4月6日日

午前9時~午後8時

3月31日(月)も開催します





県広域 水道企業団

唐古・鍵考古学ミュージアム ミニ展示

こんなん出ましたけど

唐古・鍵考古学ミュージアム☎ 34-7100

発掘調査で、新たに見つかった出土品 を速報展示。戦前に日常的に使われてい た瓶など懐かしのものも展示します。

観覧 無料

場所 唐古・鍵考古学ミュージアム前廊下

主な展示品

- ●戦前のガラス瓶(牛乳瓶・化粧瓶・薬瓶・インク瓶 など)
- ●鎌倉時代に宴会で使われた器 など

桜のライトアップ

午後6時~8時

日時

▶最終入場 午後 7 時 30 分

▶駐車場完全施錠 午後 8 時 30 分

- ▶公園の禁止事項
- ●バーベキュー・たばこ
- テント (ワンタッチテントは可)

ペットのマナーなどルールを 守ってお楽しみください。



保津・宮古遺跡 第 57 次調査出土 ガラス瓶



税務課町民税係☎ 34-2112

4月1日現在の所有者に課税

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、単車や軽 自動車などを所有している人に課税されます。

車両を所有しなくなったとき(廃車や譲渡など)は、 下表の機関へ届出をしてください。



4月1日までに届出がない場合、令和7年 度分の軽自動車税(種別割)が課税されます。

手続きを行う場所・問い合わせ先

車種	手続き場所・電話番号
単車など (125cc 以下)	町税務課町民税係 ☎ 34-2112
軽二輪車 (125cc 超 250cc 以下)	近畿運輸局奈良運輸支局
二輪小型自動車 (250cc 超)	☎ 050-5540-2063
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 奈良事務所 ☎ 050-3816-1845

令和7年度分

高齢者入浴優待券を交付

長寿介護課介護認定・高齢者支援係☎ 34-2103

受付開始

3月25日火~



対象 町内に住所を有する65歳以上の人 (年度途中に65歳になる人は誕生日以降)

- 入浴 1 回につき 100 円の自己負担
- ●駐車場の台数に限りがあります。車でのお越しはな るべくご遠慮ください。また、近隣の迷惑となる駐 車はやめてください。

間・申込

本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、保険 証など)を持って、長寿介護課介護認定・高齢者支援

※制度の実施は令和7年度予算成立後に確定します。

転出届・転入予約は マイナポータルで!

総合窓□課☎ 34-2087

マイナポータルを通じて「転出届」を提出できます。 また「転入届 | 提出の来庁予定の申請ができます。

利用できる人

電子証明書が有効なマイナンバーカードの所有者

オンラインで他市町村に転出・転入する方法

①転出前に

マイナポータルを通じてオンラインで転出届を提出

- ②引越後の市町村への転入予約(来庁予定の連絡) マイナポータルを通じてオンラインで転入予約
- ③引越後の市町村で

引越日から 14 日以内に来庁して「転入届」を提出



「転入届」の提出には 来庁が必要です。 マイナポータルからは 行えません。



引越し手続きに ついて (マイナポータル)

令和7年度分

福祉タクシー利用券を交付

健康福祉課障害福祉係☎ 34-2090

受付開始

3月21日金~



重度の障がいのある人に対し、タクシーの基本料金 分の助成が受けられる利用券を交付します。

対象者 以下のいずれかの交付を受けている人

- 身体障害者手帳(1級・2級)
- ●療育手帳 (A1・A2)
- ●精神障害者保健福祉手帳(1級)

必要書類

該当する手帳・来庁者の本人確認書類

申込方法

必要書類を持って、健康福祉課障害福祉係の窓口まで。

お知らせ

町民の皆さんにお知らせしたい情報を ドンと拡大して掲載しています。

令和7年度上半期総合競技大会

問 中央体育館(生涯教育課スポーツ振興係) ☎ 33-5882

対象 町内在住・在勤・在学者 申込方法 中央体育館で申込用紙に記入のうえ申込 注意事項

・9月以降に実施される大会は、8月号広報に掲載予定です。

- ・申込締切後の受付は行いません。
- ・抽選会(中央体育館で実施)欠席の場合は棄権とみなします。

詳しくは、右の QR コードから 町ホームページをご覧ください。 (変更点もこちらでお知らせし ます)



種目	日程	申込締切	場所	区分など
合気道(演武)	4月20日(日)	4月13日(日) 午後5時	北中学校 武道場	▶小学生 ▶中学生 ▶一般男子 ▶一般女子
ソフトボール	4月20日(日) 27日(日)	4月3日(木) 午後5時	健民運動場	▶一般男子 ※チーム編成は町ホームページ参照 予備日…5月 25日(日)/抽選会…4月6日(日)午後5時30分
テニス	4月20日(日)	4月10日休 午後5時	中央体育館 庭球場	▶シングルス▶一般混合ダブルス▶初中級混合ダブルス▶一般女子ダブルス/予備日…4月27日(日)
ペタンク	6月26日(株)	6月6日 金 午後5時	健民運動場	▶一般 ※ 1 チーム競技者 3 人 予備日…7 月 3 日休/抽選会…6 月 20 日億午後 3 時
水泳	5月25日(日)	5月11日(日) 午後5時	スポーツセン タ ー 田 原 本 プール	1 人 3 種目以内・各男女別 ▶板キック ▶レクリエーション種目 ▶自由形 (25m・50m) ▶背泳ぎ ▶平泳ぎ ▶バタフライ ▶個人メドレー

青垣すまいるクラブスポーツ教室募集

間 NPO 法人青垣すまいるクラブ (中央体育館内) ☎ 33-5882

▶対象 一般男女

1健康太極拳

毎週水曜日 午前9時30分~11時

2フラダンス

毎月第1・3木曜日 午後1時30分~3時

- ▶対象 一般女性
- ❸ジャズ体操

毎週金曜日 午前 9 時 30 分~ 10 時 30 分

④ボディメイクエクササイズ

毎週火曜日 午前9時30分~10時30分

- ▶どなたでも参加可能
- **⑤**ノルディックウォーク 毎月第3土曜日 午前9時~11時30分
- ▶対象 3歳~中学生
- ⑥ヴェルジスタフットサル(4部制・体験後入会)

毎週金曜日 午後3時50分~9時 場所:やすらぎ体育館(4・5月)

毎週水・金曜日 午後5時~6時50分 ▶対象 小学 5 年生~中学生

①硬式テニス(2部制)

▶対象 年長~小学生

場所:田原本小学校

▶対象 小学1~6年生

⑦キッズ空手(年長~小学3年生)

毎月第1・3水曜日 午後6時~6時40分

毎月第1・3土曜日 午前9時~11時

毎週水曜日 午後3時30分~5時

毎週木曜日 午後5時30分~7時

場所:健民運動場(雨天時中央体育館)

❸ヒップホップダンス(2部制・年長〜小学6年生)

12ソフトテニス

のバドミントン

9陸上

毎週水・金曜日 午後7時~8時20分

▶申込方法 -

1~5・7~0…中央体育館にある申込 **600**…各団体に直接 用紙に必要事項を記入し、参加費などを 6: ☎ 070-8980-4889 添えて申込(申込後の返金はできません) **402: 20745-43-8649**

● 申込開始日 3月13日(約)午前9時

●申込場所 中央体育館

▶場所 —

中央体育館(場所の記載がないもの)



参加費などの 詳細はこちら

. . .



間長寿介護課 SWC 推進係☎ 34-2052

「健幸アンバサダー養成講座」開催







- 1健康講座
- 2筋トレ体験講座
- 3健幸アンバサダー認定証授与

1月24日に町役場で「健幸アンバサダー養成講座」を開催し、約40人が参加しました。

講演では、自らが健康になる正しい知識、そのこと を仲間に伝える伝道師としての心に届く伝え方などを 学びました。

また、簡単にできる筋トレ方法も体験し、最後に「健幸アンバサダー認定証」を参加者を代表して扇田孝之さんが受領し、抱負を発表されました。

健幸アンバサダーとは

身近にいる大切な人たちに、健康に関する正しい知識を口コミで伝える「健幸」の伝道師です。

国民年金の届出を忘れずに

桜井年金事務所☎ 42-0033 / 町総合窓□課☎ 34-2087

国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出が必要なとき

加入時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

▶退職したとき

(会社員や公務員など、厚生年金保険の加入者の場合)

- ▶配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金保険 の資格を喪失したとき
- ▶配偶者の扶養から外れたとき
- ▶外国から転入または外国へ転出するとき



届出をしなかった場合、年金額が少なくなったり、年金を受け取れなくなったりすることもあります。

年金の納付が困難なとき

失業などにより保険料を納めることが経済的に難しい場合、保険料を免除・猶予する制度があります。 ※学生は、学生納付特例制度を利用してください。

①国民年金保険料免除制度(4種類)

▶「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」

● 審査要件

申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得が 定められた基準以下であること。



全額免除以外の免除が承認された期間は、一部納付保険料額を納めないと未納期間扱いとなります。

②納付猶予制度

50 歳未満の人が利用できる制度で、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。

● 審査要件

申請者本人、申請者の配偶者の前年の所得などが定められた基準以下であること。

